本号で公布された法令のあらまし

◇医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（政令第二九二号）（厚生労働省）

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、医師法施行令及び医道審議会令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（防衛省）

1　防衛装備庁技術戦略部技術連携推進官を廃止することとした。（第一九六条、第一九七条、第一九九条及び第一九九条の二関係）

2　防衛装備庁次世代装備研究所を廃止し、同庁に新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所を置くとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七五条、第一九八条、第一九九条及び第二一三条～第二一八条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二九四号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二九四号）の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二九五号）（総務省）

1　短時間労働者に係る健康保険の適用事業所の範囲が拡大されることを踏まえ、特定地方独立行政法人等のうちその使用する短時間勤務者が地方公務員共済制度の組合員となるものの範囲を拡大することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二九六号）（文部科学省）

1　短時間労働者を加入者とする特定学校法人等の定義を、特定労働者の総数が常時一〇〇人を超えるものから、特定労働者の総数が常時五〇人を超えるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（総務省）

1　地方自治法第二五二条の二六の四第一項第二号の事務処理の調整の指示の対象となる事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とした。（第一七四条の四九の二〇関係）

2　地方自治法第二六〇条の四九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第一一条第一項各号に掲げる場合に限り、これによることができるものとした。（第一七九条の二関係）

3　施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六五号）の施行の日（令和六年九月二六日）から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九八号）（財務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は二三二万九、〇〇〇枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は一五万三、〇〇〇枚に改めることとし、一万円の貨幣は三万一、〇〇〇枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣の価額を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては二四万三、六三七円、一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一万三、八一九円、一万円の貨幣、一、〇〇〇円の貨幣で三種類の形式及び五〇〇円の貨幣でそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては三一万二、七二八円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二九九号）（経済産業省）

1　消費生活用製品安全法第五四条第一項第二号に定める主務大臣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日前においても同法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）第二条第四項の政令の制定の立案のために、新消安法第四七条第一項の規定の例により、消費経済審議会に諮問することができるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）（内閣府本府）

1　沖縄振興開発金融公庫法施行令に関する事項

㈠　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の失効に伴い、同法に関連する貸付対象者及び貸付資金を廃止することとした。（第二条第一〇号関係）

㈡　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行に伴い、同法に関連する貸付対象者及び貸付資金を定めることとした。（第二条第一七号及び一八号関係）

2　施行期日

この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇一号）（厚生労働省）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（厚生労働省）

1　あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験及びきゅう師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を一万九、五〇〇円とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。